

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）に係る 事後評価 実施要領細目

第1 事後評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第12項第三号に規定する国際競争業務継続拠点整備事業とする。

第2 事後評価を実施する事業

1 対象とする事業

- (1) 事業完了後5年以内の事業のうち、事後評価を実施していない事業
- (2) 事業完了後、事後評価の実施主体となるべき主体が、事後評価を行う必要があると判断した事業

2 「事業完了」の定義

国庫補助事業が完了した時点

3 「事業の単位」の定義

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

第3 事後評価の実施及び結果等の公表

1 事後評価の実施手続

- (1) 事後評価の実施主体は、事業主体である地方公共団体、独立行政法人、法律に基づく協議会、民間事業者等とする。
- (2) 同一事業単位において複数の事業が一体となって実施された事業にあつては、各実施主体が共同で事後評価を実施することができるものとする。
- (3) 間接補助事業については、地方公共団体が事後評価を実施するものとする。

2 事後評価に係る資料の内容

(1) 事後評価に係る資料

事後評価の実施主体は、事後評価を行うにあたって必要となる以下の資料を作成する。なお、必要に応じて資料の追加等ができるものとする。

- ①事業概要
- ②第4に定める項目に係る資料

(2) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

- ①事業評価に係る資料
- ②改善措置及び対応方針

3 評価結果、対応方針等

(1) 公表内容

評価結果等の公表は、事後評価を実施した事業の一覧表、事後評価に係る資料、対応方針、事後評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料により行うものとする。

(2) 評価結果等の公表方法

事業主体及び国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法の設定

事後評価を実施する際には、以下に掲げる評価項目（視点）によるものとし、別に定める「国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点都市整備事業）の事後評価項目・内容」に基づき評価を実施した資料とする。

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (2) 事業の効果の発現状況
- (3) 事業実施による環境の変化
- (4) 社会経済情勢の変化
- (5) 今後の事後評価の必要性
- (6) 改善措置の必要性
- (7) 事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

2 評価手法の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成30年6月15日から施行する。

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）の

事後評価項目・内容

評価の視点	評価の項目	評価の内容
①費用対効果の算定基礎となった要因の変化	費用対効果の算定基礎となった要因の変化	事業採択時の費用対効果分析に際し、費用の算定に用いた指標及び便益の算定に用いた指標について、事後評価時点との変化を確認する。変化の大きいものについては、その理由を示す
②事業の効果の発現状況	補助対象事業の有効性	直接的に実施した事業（補助対象事業）の有効性を定量的に確認する
	地域・地区の評価	「国際競争力の強化」及び「防災機能の向上」に関する達成状況を確認する
	その他の事業の効果	
③事業実施による環境の変化	自然環境に対する影響	事業の実施による自然環境への影響の有無を確認する
	生活・居住環境等への影響	事業の実施による周辺環境への影響の有無及び地域住民の意識の変化を確認する。
④社会経済情勢の変化	社会経済状況の変化	社会経済状況の変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す
	関連計画、関連事業の状況の変化	関連計画、関連事業の状況の変化（関連事業の中止、計画変更、事業の遅延等）が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す
	事業環境等の変化	当該事業の必要性、住民のニーズ等に関する変化が事業に及ぼした影響について確認する。また、変化に対して措置を講じた場合は、その内容を示す
⑤今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性	今後の事後評価の必要性について説明し、今後事後評価が必要となる場合は、その時期及び方法を示す
⑥改善措置の必要性	改善措置の必要性	改善措置の必要性について明確に説明し、改善措置が必要な場合は、その内容を示す。また、これまで既に実施した改善策がある場合は、その内容と効果について示す
⑦事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	他地区の事業計画等に反映できる事項がある場合は、その内容を示す。また、評価手法について見直すべき事項（評価項目・内容の追加や削除）がある場合はその内容を示す